

平成28年度居宅介護支援指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	○要介護認定の区分変更時や利用者の状態の変化があった際に課題の把握を行っていない事例がありました。要介護認定の区分変更時や利用者の状態に変化があった時の居宅サービス計画作成時にも課題の把握を確実に行ってください。	都条例第52号第20条第四号 都条例施行要領第三の3(11)④⑤	2
2	居宅サービス計画	○要介護認定更新時に認定の有効期間開始までに居宅サービス計画を作成していない事例がありました。要介護認定の有効期間の開始までに居宅サービス計画を作成してください。	都条例第52号第20条第七号 都条例施行要領第三の3(11)⑧	2
3	サービス担当者会議	○サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会を行っていない事例がありました。居宅サービス計画にサービスを位置付ける場合には、確実にサービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求めてください。	都条例第52号第20条第八号 都条例施行要領第三の3(11)⑨	1
4	モニタリング	○モニタリングの結果を記録していない事例がありました。また記録が確認できたものについても、内容が不十分な事例がみられました。すべての利用者に対して、少なくとも一月に一回のモニタリング結果の記録を確実にを行い、その内容を充実させてください。	都条例第52号第20条第十三号 都条例施行要領第三の3(11)⑭	2
5	健康管理	○介護支援専門員が健康診断を受診しておらず、必要な健康管理が行われていませんでした。定期的に健康診断を受診して、介護支援専門員の健康管理を行ってください。	都条例第52号第23条	1
6	掲示	○運営規程の概要や重要事項が掲示されていませんでした。事業所の見やすい場所に掲示を行ってください。	都条例第52号第24条 都条例施行要領第三の3(14)	1
7	秘密保持	○管理者の秘密保持誓約が得られていませんでした。管理者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。	都条例第52号第25条第2項 都条例施行要領第三の3(15)②	2
8		○サービス担当者会議等において利用者や利用者家族の個人情報を用いる場合の同意が得られていない事例がありました。については、個人情報使用同意書を漏れないよう交わしてください。	都条例第52号第25条第3項 都条例施行要領第三の3(15)③	2
9	運営基準減算	○居宅介護支援業務が適切に行われておらず(モニタリングの結果を記録していなかった、サービス担当者会議の開催・照会をしていなかった等)、居宅介護支援費における運営基準減算の基準に該当します。については、該当となる居宅介護支援費について、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表注2 老企第36号第3の6	3
10	中山間地域等に居住する場合の加算	○居宅介護支援費の算定に当たって、大田区内居住の利用者に、厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合の加算を算定している事例がありました。正しい介護給付費の算定となるよう過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表注5	1
11	特定事業所集中減算	○平成27年後期の判定期間において作成すべき特定事業所集中減算チェックシートが正しく作成されていませんでした。正しく作成し、最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の割合が80%を超えた場合には東京都に提出してください。	老企第36号第3の10	1
12	初回加算	○要介護状態が2区分以上変更された場合に、アセスメントを行わないまま居宅サービス計画を作成している事例やサービス担当者会議を開催していない事例がありました。初回加算を算定するためには、アセスメント実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の開催が必須要件です。正しい介護給付費の算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9	2
13		○初回加算の算定が2月連続で行われている事例がありました。については、2月目の当該加算の算定について、介護給付費の過誤調整を行ってください。		2
14	特定事業所加算	○介護支援専門員に対する個別具体的な研修計画を定めておらず、また、当該加算算定開始前から運営基準減算に該当する状態にあったにもかかわらず、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして東京都に届け出て特定事業所加算の算定を行っていました。正しい介護給付費の算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表ハ注ハ 老企第36号第3の11	1